川崎市市民活動(ボランティア活動)補償制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市(以下「市」という。)が、市内を活動の拠点として行われる市民活動中の事故によって生じた損害を補償するための川崎市市民活動(ボランティア活動)補償制度(以下「補償制度」という。)を実施することにより、市民活動の健全な発展を図り、さわやかで明るい地域社会の実現を目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 市民

本市の区域内に住所を有する者、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ者をいう。

(2) 市民活動団体 市民活動を目的に自主的に構成された市民を主体とした団体をいう。

(3) 市民活動

市民活動団体が行う地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉・社会奉仕活動、 社会教育活動等、第三者や社会の課題解決に貢献する市内を活動の拠点として、公益 性が高く無報酬(実費弁償程度の場合を含む。)で継続的・計画的に行う主体的な活 動をいう。(別表1を参照)

ただし、海外における活動、学校管理下における児童生徒の活動、特定の政党若しくは宗教に係る活動、営利を目的とする活動又は職業として行う活動は除く。

(4) 指導者等

市民活動団体において、市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者並びにこれに準ずる者又は市民活動の実践に責任を負う者をいう。

(5) 市民活動者

市民活動に直接参加する市民をいう。

(保険契約)

第3条 補償制度を実施するため、市は損害保険会社(以下「保険会社」という。)と損害保険契約(以下「保険契約」という。)を締結するものとする。

(委託)

- 第4条 補償制度の運用は、次の業務について、委託して実施することができる。
 - (1) 広報業務
 - ア 補償制度についてのパンフレットの作成及び手引きの作成
 - イ 関係機関へのパンフレットの配布、送付
 - ウ 受付・問い合わせ先への手引きの送付
 - エ その他周知に必要なこと

(2) 問合せ・相談業務

補償制度に関する問い合わせ、相談への対応

(3)請求手続

市民活動団体、指導者等又は市民活動者からの通報を受け、補償金が支払われるまでの手続きの実施(制度適用の事故判定並びに審査業務を除く。)

(補償制度対象事故)

第5条 補償制度の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

市民活動団体又は指導者等が、市民活動中の過失により市民活動者又は第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任(同居の親族に対して負担する損害賠償責任を除く。)を負う事故をいい、損害の種類により次の各号に分類する。

ア 身体賠償事故

他人の生命・身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 財物賠償事故

他人の財物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 保管物賠償事故

他人から預かり、管理責任を負う保管物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

工 生産物賠償事故

市民活動により製造、販売若しくは提供された財物が、他人に引き渡された後に、 当該財物の品質等に起因して生じた損害、又は市民活動により提供された役務が完 了し、若しくは放棄された後に、当該役務に起因して生じた損害で、損害賠償責任 を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

市民活動中(指導者等が定めた集合、出発又は解散の場所と指導者等又は参加者の住居との通常の経路往復中を含む。)に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、指導者等又は市民活動者が死亡又は負傷した事故をいう。

(適用除外)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、補償制度の対象と しない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 市民活動団体、指導者等その代理者の故意による事故
- イ 戦争、変乱、暴動、労働争議又は騒じょうによる事故
- ウ 地震、噴火、津波、洪水等の天災による事故
- エ 航空機、船舶、鉄道又は自動車による事故

- オ 施設外における動物による事故
- カ 施設の改築、改造又は修理等の工事による事故
- キ 第3条に規定する保険契約に係る保険約款において免責をされる事故
- (2) 傷害事故
 - ア 指導者等又は市民活動者の故意による事故
 - イ 指導者等又は市民活動者の無資格運転又は酒酔い(酒気帯び含む)運転による事 故
 - ウ 戦争、変乱、暴動、労働争議又は騒じょうによる事故
 - エ 地震、噴火、津波、洪水等の天災による事故
 - オ 指導者等又は市民活動者の脳疾患、疾病、心神喪失による事故
 - カ 指導者等又は市民活動者の自殺、犯罪、闘争行為による事故
 - キ 他覚症状のないむちうち症又は腰痛
 - ク 第3条に規定する保険契約に係る保険約款において免責をされる事故

(損害賠償責任事故の補償内容)

- 第7条 損害賠償責任事故の補償内容は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1)治療費、入院費、通院費、入院諸雑費、休業補償、葬儀費、慰謝料、逸失利益、修 理費、その他の損害賠償金
 - (2) 損害の防止又は軽減のために支出した費用
 - (3) 損害賠償責任の解決を図るための訴訟、仲裁、和解、調停等に要した費用で、保険会社の承認を得て支出したもの
 - (4) 保険会社に協力するために支出した費用

(損害賠償責任事故のてん補限度額)

- 第8条 損害賠償責任事故のてん補額は、1事故につき、それぞれ5,000円を超える 部分につき、次の各号に掲げる額を限度額(以下「支払限度額」という。)とする。
 - (1) 身体賠償事故は、1名につき1億円、1事故につき5億円とする。
 - (2) 財物賠償事故は、1事故につき1,000万円とする。
 - (3)保管物賠償事故は、500万円を保険契約期間中の支払い限度額とする。
 - (4) 生産物賠償事故は、第(1)号及び第(2)号に規定するてん補額とし、1事故の支払限度 を保険契約期間中の支払限度額とする。

(傷害事故の死亡補償金)

第9条 指導者等又は市民活動者が傷害事故を直接の原因として、当該事故の日から18 0日以内に死亡したときは、その法定相続人に対し、死亡補償金500万円を支払うも のとする。

(傷害事故の後遺障害補償金)

第10条 指導者等又は市民活動者が傷害事故を直接の原因として、当該事故の日から1 80日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対して後遺障害補償金を支払うものと する。

2 後遺障害補償金は一時金とし、その額は500万円に別表2に定める障害の等級に応じ、それぞれ同表に定める割合を乗じて得た額とする。

(傷害事故の入院、通院及び手術補償金)

- 第11条 指導者等又は市民活動者が傷害事故を直接の原因として、生活機能又は業務能力の滅失又は減少をきたしたときは、その者に対し、入院補償金及び手術補償金又は通院補償金を支払うものとする。
- 2 入院補償金及び通院補償金の額は、入院又は通院した日数に応じて、入院補償金にあっては事故のあった日から180日を限度とし、1日につき3,600円、通院補償金にあっては事故のあった日から180日までの間において90日を限度とし、1日につき2,400円を支払うものとする。
- 3 手術補償金については、入院補償金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として別表 3に掲げる手術を受けたときに、入院補償金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額 を支払うものとする。

(事故報告)

- 第12条 市民活動団体、指導者等又は市民活動者は、市民活動中に事故が発生したとき は直ちに市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告を受理した場合においては、速やかにその旨を保険会社に通知するものとする。

(事故の判定)

第13条 市長は、前条第1項の報告があった場合において、当該事故について審査し、 市民活動中の事故であるかどうかを判定する必要があると認めるときは、別に定める川 崎市市民活動(ボランティア活動)補償制度事故判定委員会に諮るものとする。

(補償金の請求)

- 第14条 損害賠償責任事故による賠償金は、市民活動団体又は指導者等と被害者との間で法律上の問題が解決した後、市民活動団体又は指導者等が請求書に必要な書類を添付して市を経由して保険会社に賠償金を請求するものとする。
- 2 傷害事故に係る補償金の請求は、死亡補償にあっては死亡した者の法定相続人が、負傷に係る補償にあっては指導者等又は市民活動者が請求書に必要な書類を添付し、市に請求するものとする。この場合において、後遺障害補償金に係る補償金の請求は当該障害の症状が固定した後に、入院及び手術補償に係る補償金並びに通院補償に係る補償金の請求は入院又は通院が終了した後に行うものとする。

(支払方法)

第15条 市は、前条の規定により請求があったときは、補償金及び賠償金相当分を保険 会社に保険金として請求し、保険会社は、請求者が指定した金融機関の口座に当該保険 金を振り込むものとする。 2 前項の手続きにより保険会社が保険金を支払ったことをもって、市が補償を行ったものとする。

(支払通知)

第16条 保険会社は、前条の規定により当該保険金を支払ったときは、速やかに支払通知書を市及び請求者に通知するものとする。

(その他)

- 第17条 この要綱に定めのない事項は、本保険契約に係る保険約款の定めるところによる。
- 2 前項に規定するもののほか、必要な事項は市民文化局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成8年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱第10条第2項及び別表2の規定は、前項の施行期日以降に生じた事故 について適用し、同日前に生じた事故については、なお従前の例による。

対象となる市民活動の例

1 保健・福祉・環境などの活動

- (1) 心身障害者社会福祉施設等への援護活動
- (2) 老人・心身障害者(児)等への援護活動
- (3) 清掃活動等
- (4) 資源回収・リサイクル活動
- (5) 公共的団体が行う募金活動
- (6) 地域防災活動
- (7) 交通安全活動
- (8) 地域保健衛生活動
- (9) その他これらに類する活動

2 スポーツ・文化などの活動

(1) スポーツ活動の指導

但し、山岳登攀、リュージュ、ボブスレー、グライダー操縦、スカイダイビング、スキューバダイビング、外洋におけるヨット操縦、パラセール搭乗、ハンググライダー搭乗、飛行機搭乗、その他これらに類する危険度が高い運動を除く。

- (2) 文化活動・生涯学習活動の指導
- (3) その他これらに類する活動

3 その他地域活動

- (1) 地域住民組織(町内会・老人クラブ・子ども会等)の運営
- (2) 地域施設の運営
- (3) 地域会議等の運営
- (4) 学校内の自主的な活動(学校管理下における活動を除く)
- (5) その他これらに類する活動

4 その他、市長が対象と認める活動

※ 活動には、準備活動及び活動への往復の経路を含む。

別表 2 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの	100%
	(2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの	
	(3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に	
	介護を要するもの	
	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要	
	するもの	
	(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	(6) 両上肢の用を全廃したもの	
	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	(8) 両下肢の用を全廃したもの	
第2級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式	89%
	試視力表によるものとします。以下同様とします。)が	
	0.02以下になったもの	
	(2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの	
	(3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時	
	介護を要するもの	
	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要	
	するもの	
	(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの	
http://www.	(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの (1) 1 明が生明し、	- 00/
第3級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったも の	78%
	(3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身	
	労務に服することができないもの	
	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服	
	することができないもの	
	(5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものと	
	は、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節	
	以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの	69%
714 - 1154	(2) 望しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの	00,1
	(3)両耳の聴力を全く失ったもの	
	(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃し	
	たものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中	
	手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指	
	節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以	
	下同様とします。)	
	(7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
第5級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの	59%
	(2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に	
	軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	(3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労	
	務以外の労務に服することができないもの	
	(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの	
	(5)1下肢を足関節以上で失ったもの	

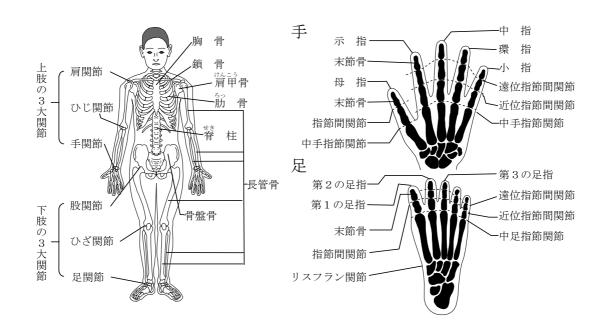
		Г
	(6) 1上肢の用を全廃したもの	
	(7) 1下肢の用を全廃したもの	
	(8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものと	
	は、その全部を失ったものをいいます。以下同様としま	
	す。)	
第6級	(1) 両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの	50%
另 5 NX	(2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの	00 /0
	(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することがで	
	きない程度になったもの	
	(4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離	
	では普通の話声を解することができない程度になった	
	$t_{t_{\dot{\gamma}}}$	
	(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの	
	(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
	(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
	(8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったも	
	Ø	
第7級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの	42%
第 7 NX	(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解す	42/0
	(2) 岡井の総分が400間以上の距離では自題の品戸を解することができない程度になったもの	
	(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離	
	では普通の話声を解することができない程度になった	
	<i>もの</i>	
	(4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務	
	以外の労務に服することができないもの	
	(5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労	
	務に服することができないもの	
	(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指	
	を失ったもの	
	 (7) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指の用を廃し	
	たもの	
	(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	(10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃し	
	たものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の	
	足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指	
	節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては	
	指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。	
	以下同様とします。)	
	(12) 外貌に著しい醜状を残すもの	
	(13) 両側の睾丸を失ったもの	
第8級	(1) 1 眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下にな	34%
714 5 /1/2	ったもの	01/0
	(2) 脊柱に運動障害を残すもの	
	(3) 1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指	
	を失ったもの	
	(4) 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用	
	を廃したもの	
	(5) 1下肢を5cm以上短縮したもの	

1		
	(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	(8) 1上肢に偽関節を残すもの	
	(9) 1下肢に偽関節を残すもの	
	(10) 1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの	26%
	(2) 1 眼の矯正視力が0.06以下になったもの	
	(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの	
	(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	(6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの	
	(7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解する	
	ことができない程度になったもの	
	(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することがで	
	きない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普	
	通の話声を解することが困難である程度になったもの	
	(9) 1耳の聴力を全く失ったもの	
	(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服すること	
	ができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる	
	労務が相当な程度に制限されるもの	
	(12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの	
	(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指	
	の用を廃したもの	
	(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	
	(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの	
	(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの	
	(17) 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	(1) 1 眼の矯正視力が0.1以下になったもの	20%
	(2) 正面視で複視を残すもの	
	(3) 望しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの	
	(4)14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解する	
	ことが困難である程度になったもの	
	(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することがで	
	きない程度になったもの	
	(7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したも	
	\mathcal{O}	
	(8) 1 下肢を 3 cm以上短縮 したもの	
	(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの	
	(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残	
	すもの	
	(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残	
	すもの	
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残	15%
	すもの	
	(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	(3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	(4)10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することが	

	できない程度になったもの	
	(6)1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解す	
	ることができない程度になったもの	
	(7)脊柱に変形を残すもの	
	(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの	
	(9)1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したも	
	\mathcal{O}	
	(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な	
	程度の支障があるもの	
第12級	(1)1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残	10%
	すもの	
	(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
	(5)鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形	
	を残すもの	
	(6)1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	(7)1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	(8)長管骨に変形を残すもの	
	(9)1手の小指を失ったもの	
	(10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの	
	(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2	
	の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指	
	を失ったもの	
	(12) 1 足の第1 の足指または他の4 の足指の用を廃したも	
	(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの	
talia e a lare	(14) 外貌に醜状を残すもの	- 0/
第13級	(1) 1 眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1 明に米方点 対照数数はなけれる変化を除せるの	7 %
	(2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの	
	(3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを	
	(4) 回服のまぶたの一部に入損を残しまたはまづけなりを 残すもの	
	(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	
	(0)	
	(1) 1 手のが幅の用を焼したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの	
	(3) 1 子の母相の相目の - 副を大りたもの (9) 1 下肢を 1 cm以上短縮したもの	
	(10) 1 足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったも	
	0	
	(11) 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含	
	み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の	
	3の足指の用を廃したもの	
第14級	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげ	4 %
/ 4 ± ±/ 7	を残すもの	1 /0
	(2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することが	
	できない程度になったもの	
	(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すも	
	\mathcal{O}	
	•	

- (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの
- (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
- (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
- (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃し たもの
- (9) 局部に神経症状を残すもの
- 注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



対象となる手術(注)	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術(単なる皮膚縫合は除く)	20
はんこんこうしゃ((1)植皮術(25cm ² 未満は除き、瘢痕拘縮形成術を含む)	20
2. 筋、腱、腱鞘の手術	10
(1)筋、腱、腱鞘の観血手術	10
3. 四肢関節、靭帯の手術(抜釘術を除く)	10
(1)四肢関節観血手術、靭帯観血手術	10
4. 四肢骨の手術(抜釘術を除く)	
(1)四肢骨観血手術	10
(2) 骨移植術(四肢骨以外の骨を含む)	20
5. 四肢切断、離断、再接合の手術	
(1)手指、足指を含む四肢切断術、離断術(骨、関節の離断に伴うもの)	20
(2)手指、足指を含む切断四肢再接合術(骨、関節の離断に伴うもの)	20
6. 手足の手術 (1)指移植手術	40
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術	10
8. 脊柱、骨盤の手術(頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含む)	
(1) 脊柱•骨盤観血手術	20
9. 頭蓋、脳の手術	20
(1)頭蓋骨観血手術(鼻骨、鼻中隔を除く)	20
(2)頭蓋内観血手術(穿頭術を含む)	40
tesが 10. 脊髄、神経の手術	20
 (1)神経観血手術(形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術)	20
(2)脊髄硬膜内外観血手術	40
11. 涙嚢、涙管の手術	
(1) 涙嚢摘出術	10
(2) 涙囊鼻腔吻合術	10
(3) 涙小管形成術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術	
(1) 眼瞼下垂症手術	10
(2) 結膜囊形成術	10

(3) 眼窩ブローアウト(吹抜け)骨折手術	20
 か (4) 眼窩骨折観血手術	20
(5) 眼窩内異物除去術	10
13. 眼球・眼筋の手術	
(1)眼球内異物摘出術	20
(2)レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
(3) 眼球摘出術	40
(4) 眼球摘除及び組織又は義眼台充填術	40
(5) 眼筋移植術	20
14. 角膜・強膜の手術(1) 角膜移植術	20
(2)強角膜瘻孔閉鎖術	10
(3)強膜移植術	20
15. ぶとう膜、眼房の手術	10
(1) 観血的前房•虹彩異物除去術	10
(2) 虹彩癒着剥離術	10
(3)緑内障観血手術(レーザーによる虹彩切除は13. (2)に該当する)	20
16. 網膜の手術	00
(1)網膜剥離症手術	20
(2)網膜光凝固術	20
(3)網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術	20
(1) 白内障・水晶体観血手術	
(2) 硝子体観血手術	20
(3) 硝子体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術 (1) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(2)乳突洞開放術、乳突切開術	10
(3)中耳根本手術	20
(4) 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔の手術	10
(1) 鼻骨観血手術(鼻中隔弯曲症手術を除く) (2) 副鼻腔観血手術	
(2) 田) 昇江	20
	40
(1)気管異物除去術(開胸術によるもの)	

(2)喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術	20
せん (1)甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節の手術	20
が、が、が、(1)類骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものは除く)	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術	20
(1) 胸郭形成術 (2) 開胸術を伴う胸部手術、食道手術、横隔膜手術	40
(3)胸腔ドレナージ(持続的なドレナージをいう)	10
24. 心、脈管の手術	20
(1) 観血的血管形成術(血液透析用シャント形成術を除く)	
(2)大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸または開腹術を伴うもの)	40
(3) 開心術	40
(4)その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術 (1)開腹術を伴うもの	40
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	40
じん。 じんう (1)腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く)	
さ (2)尿道狭窄観血手術(経尿道的操作を除く)	20
(3)尿瘻閉鎖献血手術(経尿道的操作は除く)	20
(4) 陰茎切断術	40
(5)睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
(6)卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術(人工妊娠中絶術、経膣操作術を除く)	20
	20
	20
	20
	40
(11)その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術 (1) 上記以外の開頭術	
(1) 上記以外の開頭術 	40
(2) 上記以外の開胸術 (3) 上記以外の開腹術	40
(4)上記以外の開心術	40
	40
(5)ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・喉頭・胸・腹部	10
臓器手術(検査、処置は除く)	

(注)上表の「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいいます。